

建物のアスベスト対策に 区の助成等制度のご利用を

区では、建物所有者等に吹付けアスベストの含有調査費・除去等工事費を助成しているほか、29年度からは、これまでの助成制度に加え、「アスベスト調査員派遣制度」を創設しました。建物のアスベスト対策を進めるため、区の助成制度等をご利用ください。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4268・☎(3209)9227へ。



梁や天井に付着したアスベスト

助成等の対象者

区内に建物を所有している個人、中小企業の事業者、分譲マンションの管理組合

助成等の内容

◎アスベスト調査員派遣(新制度)

区が対象建物に調査員を派遣し、吹付けアスベストの有無を調査します。

◎アスベスト含有調査費助成

建物所有者等が実施する吹付けアスベストの含有調査費用を助成します(契約前に申請が必要)。

◎吹付けアスベスト除去等工事費助成

建物所有者等が実施する吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込みに係る費用の一部を助成します(契約前に申請が必要)。

★アスベストとは

繊維状の天然鉱物で、耐熱性・耐久性に優れていることから、断熱材・保温材等の建築材料、電気製品、自動車、家庭用品等さまざまな用途で使われていましたが、平成18年以降使用が禁止されました。

アスベスト繊維は目に見えないくらい細く軽いため空気中に飛散しやすく、人が吸入すると「肺線維症(じん肺)」「悪性中皮腫」「肺がん」を引き起こす可能性があり、アスベストの劣化・損傷や建物の解体工事によるアスベストの飛散などにより、アスベストを吸い込むことで起こる健康被害が問題となっています。

安全で安心な道づくり

細街路の拡幅にご協力を

区内には、幅が4m未満の細街路(建築基準法第42条第2項道路)が多く残っています。細街路の拡幅は、災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保等、まちの安全性を高めるとともに、日照や風通しなどの生活環境の向上にもつながります。

区では、安全で快適な「災害に強いまちづくり」を推進するため、建物の建て替え時に道路の幅を4mに拡幅する整備を進めているほか、細街路に面した土地の所有者への個別訪問を行っています。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3733・☎(3209)9227へ。

●建築確認申請の前に事前協議が必要です

建築主は、幅が4m未満の細街路に接する土地に建物を建て替える際には、「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、区との事前協議が必要です。事前協議の合意後、後退した部分は原則として区が拡幅整備します。

●個別訪問を行っています

区道の細街路に接する敷地で、塀などは後退しているが、道路の拡幅整備をしていない土地の所有者を区職員が訪問し、拡幅整備へのご協力をお願いしています。ご協力いただける場合、「道路の拡幅整備と維持管理」[拡幅部分



の固定資産税の非課税申告手続き代行」を区が行います。

★私道についても建築調整課でご相談に応じています。

※固定資産税が非課税になるかは、都税事務所が決定します。詳しくは、新宿都税事務所固定資産評価課 ☎(3369)7151へお問い合わせください。

65歳以上の方へ

29年度の介護保険料納入通知書をお送りしました

7月14日に介護保険料納入通知書を発送しました。7月24日(月)までに届かない方はご連絡ください。29年度の介護保険料は、28年中の所得に基づく29年度の住民税課税状況と、29年4月1日現在の世帯状況で計算します。29年4月以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格を取得した日の世帯状況で計算します。

地域で打ち水をしていただく方を募集します。風呂の残り湯等で、新宿のまちを冷やしましょう。のぼり(下図)・ひしゃくを貸し出します。希望する方は、お問い合わせください。

【実施期間】7月20日(木)～9月15日(金) 【申込み】所定の実施計画書を郵送またはファックスで環境対策課環境計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3763・☎(5273)4070へ。実施計画書は同係環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中

新宿打ち水大作戦



マイナンバー制度

情報連携の試行運用が始まります

7月18日(火)から自治体間等の情報連携の試行運用が始まります。本格運用は秋ころの開始予定です。本格運用後は、マイナンバーを使う手続きで、一部の添付書類が不要になります。詳しくは、日程が決まり次第あらためてお知らせします。

試行運用の期間中の手続きには、これまでどおり書類の提出をお願いします。各手続きに必要な書類は、手続きの担当

部署へお問い合わせください。

また区では、マイナンバーカードを利用した住民票などのコンビニ交付サービスについて、30年12月からの開始に向けて準備を進めています。

【問合せ】▶情報連携について…企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502へ。▶コンビニ交付サービスについて…戸籍住民課調整係(本庁舎1階) ☎(5273)4348へ。

求人フェア

●U29就職マッチング支援事業(区委託事業)

区内の優良企業の求人を厳選し、アドバイザーが求人の方や適職の見つけ方、魅力的な応募書類の作成方法、面接対策等のご相談をお受けします。企業との面接・相談はありません。フェア参加者向けの就職支援セミナーも開催します(当日申し込み。各回先着20名)。

【日時】8月4日(金)・5日(土)午後1時～4時(午後0時30分開場) 【会場】A P 西新宿(西新宿7-2-14) 【対象】29歳までで新卒・既卒問わず就職活動中の方 【セミナーのテーマ・時間】▼自分にあった仕事の見つけ方:午後1時～1時45分、▼面接が苦手な人のための「面接対策」:午後2時30分～3時15分 【申込み】事前に電話で同事務局(株)HRP内 ☎(3222)1801へ。U29ロゴと図鑑(https://shinjuku-u29.jp)からも申し込み可能です。当日会場でも受け付けます。事前に申し込みをされた方には、当日小冊子「履歴書のキホン」をプレゼントします。

みんなの区民ギャラリー展

出展作品を募集

【展示日時】9月4日(月)～10日(日) 午前10時～午後6時(10日(日)は午後3時まで) ※作品の搬入は9月3日(日)午前10時～午後1時、搬出は10日(日)午後3時30分～6時 【会場】区民ギャラリー(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)

【規格等】最大20号(73cm×61cm)までの絵画、写真、書、手工芸、生け花等(テーマは自由で1人1点) 【申込み】所定の出品要項を8月10日(木)までに、郵送(必着)・ファックス・電子メールまたは直接、同実行委員会事務局(〒160-0023西新宿2-11-4) ☎(3348)6277・☎(3344)4434・info@shinjuku-phocenter.jpへ。応募者多数の場合は抽選。出品要項は特別出張所・区立図書館・生涯学習館等に配布しています。

住宅・まちづくり

都市計画原案の説明会・縦覧

●説明会

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更 ※西新宿六丁目東部地区、内藤町地区、西新宿五丁目中央北地区、西富久地区、市谷柳町地区、四谷駅周辺地区、西新宿五丁目北地区が対象です。

【日時】7月28日(金)午後2時から 【会場】申込み当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1)へ。 ◎牛込台北地区地区計画 【日時】7月29日(土)午後2時から 【会場】申込み当日直接、櫻町地域センター(早稲田町85)へ。 ……(以下共通)…

●縦覧

【期間】8月2日(水)～15日(火) 【縦覧場所】景観・まちづくり課(本庁舎8階)

●意見書の提出

地区内の土地・建物の所有者または一定の利害関係者で原案の内容に意見がある方は、意見書を提出できます。

【提出期間】8月3日(木)～23日(水) 【提出先】問合せ)景観・まちづくり課(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3569へ。